

2021年5月19日掲載

当社は、政府等からの要請も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策として、社員の健康管理に関する以下の取組みを実施しています。

- ・マスクの着用、手指消毒の徹底を全社員に周知しています。
- ・社員の体調管理体制として検温を徹底し、普段とは異なる症状がある場合は出勤を抑制しています。
- ・始業時刻及び終業時刻について、交通混雑時間帯（朝8～9時台）を避ける形で設定するよう時差出勤を推進しています。さらに、非現業部門についてテレワークを導入し、緊急事態宣言下においては週3日の上限日数を撤廃する等の取組みを実施するとともに、事業の継続に必要な最小限の出勤者数にとどめ週1日程度休業を指示し、また、現業機関においては、安全安定輸送の確保及びお客さま対応に必要な社員以外については休業を指示する等、出勤者数の削減に努めています。